

## **第6章 まちづくりの実現に向けて**

---

## 1. 協働のまちづくりの推進

### (1) 基本的な考え方

#### ① みんなで取り組む

「まちづくりの主体は住民」であることから、住民や、自治公民館、事業者、NPO等と連携し、住民主体のまちづくりに取り組みます。

#### ② 市の取り組み

画一的な対応ではなく、地域の実情に即した新しい試みを積極的に取り組み、公開・評価・参加などの仕組みによるまちづくりを推進します。

### (2) みんなで取り組む

#### ① まちづくりの話し合いの機会の創出

まちづくりの手がかりとなるように市民への情報提供に努め、まちづくりの入り口として基礎となる話し合いの機会の創出に努めます。

また、市民意向を効果的に反映させるため市民ニーズの把握、経年的な意向の変化を分析することで施策効果の検証に努めます。

#### ② 地域の特性に応じたまちづくりの環境の創出

それぞれの地域、様々なテーマに応じて、市民主体のまちづくりが展開できるような仕組みを構築します。

住環境の改善、景観形成、風致の保全、歴史的な資産を活かしたまちづくり、防災対策、地域活性化など、地域のニーズにあったまちづくりの取り組みを支援します。

#### ③ 市民主体のまちづくり活動の支援

市民による主体的なまちづくり活動に対して、総合的な支援体制を検討し、人材育成や技術的アドバイスなどにより、市民主体のまちづくり活動を支援します。

### (3) 市の取り組み

#### ① 横断的なまちづくりの取組の推進

道路や上・下水道、公園などのハード施策と、福祉や教育、防災などのソフト施策を総合的な視点により、横断的に連携して進めていきます。

このため、土地利用計画や道路網計画の見直しなどまちづくりに関わる事由については、市民の意見をお聞きしながら、関係部局が連携・調整して適切な方向性を示していきます。

## ② 事業者・NPO等との連携

事業者・NPO等は、事業活動などを通して地域住民との協力関係を構築されており、まちづくりに大きな役割を担っています。

このため、地域の構成員として、引き続き行政や住民が進めるまちづくり活動への積極的な参加、協力を求めています。

## ③ 情報の公開

まちづくりに必要な情報は、パンフレット、ホームページ、広報等を通じて、市民へ公表・周知していきます。

## ④ 効率的な整備の推進

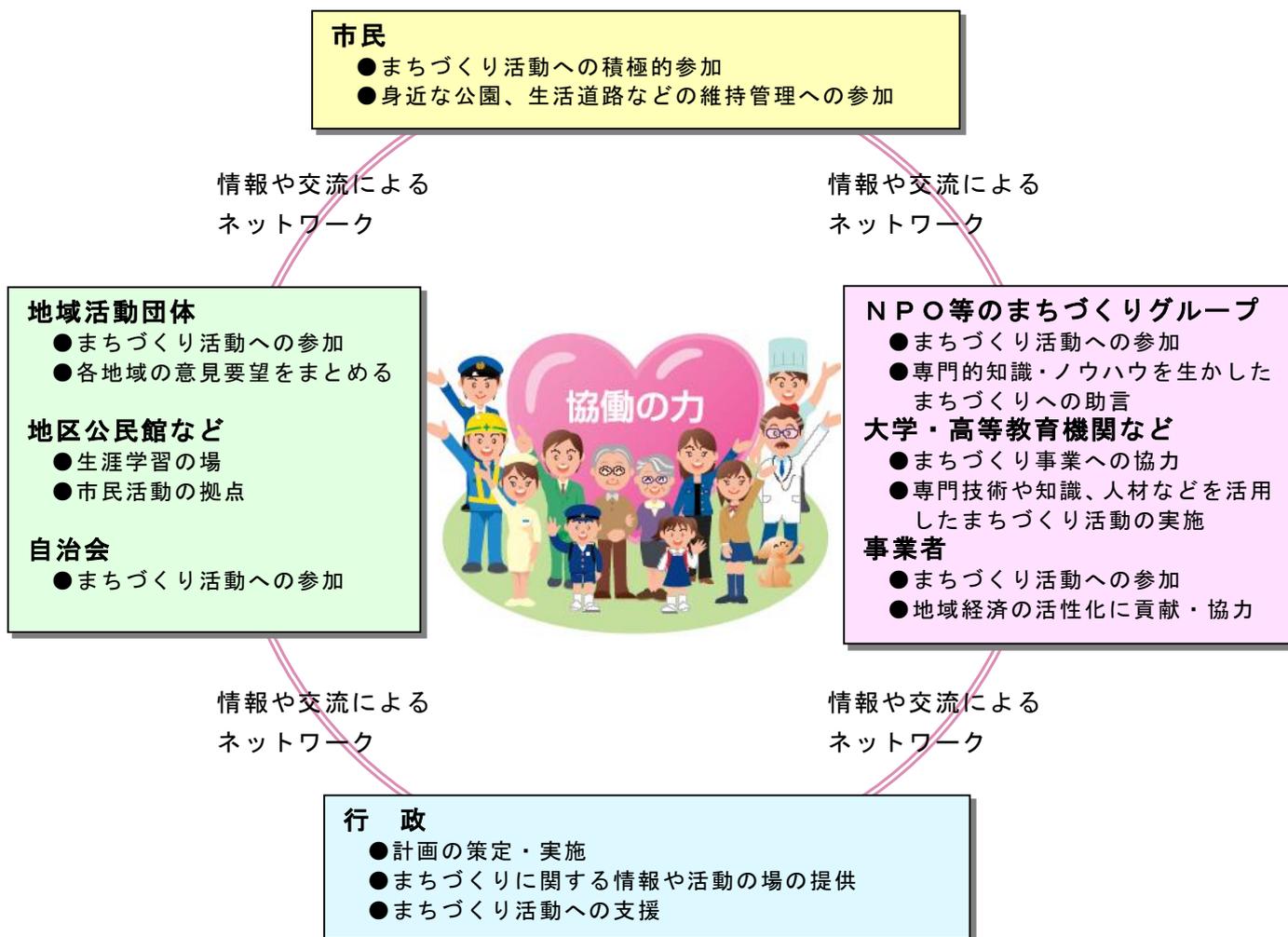
少子高齢化による人口減少や近年の厳しい財政状況を考えると、これからのまちづくりは限られた財源の中で、既存の社会資本の維持を行いながら、いかに効果的な投資を行い、住民サービスの向上につなげるかが重要な課題です。

あわせて、財政が向上するような施策を展開することが重要であるため、特に企業誘致や商業誘導、移住・定住や観光振興等のまちづくりを支援する事業や制度を積極的に活用していきます。

また、農業が主要な産業である本市においては、都市行政と農林行政が相互に連携し、両者の特性を活かした様々な事業手法により都市と農村の効率的な整備を進めていきます。

公共施設の整備や市街地における住宅供給、商業施設の充実などは、民間企業のノウハウや資本などを活用し、積極的な民間活力の導入を促します。

下図は、協働のまちづくりをイメージしており、枠内は主な役割を記載しています。



## 2. 都市計画制度等の活用

### ① 都市計画制度の活用

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実施は、限られた財源の中でより効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果など総合的に判断して進めます。

具体的には、国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備（都市計画道路、公園・緑地、下水道等）や用途地域、準防火地域等の都市計画制度の活用を推進し、社会経済情勢などを踏まえた整備の推進と見直しに努め、実現性のあるまちづくりを目指します。

### ② 都市計画提案制度の活用

住民主体のまちづくりを推進するため、都市計画法に基づく都市計画の提案制度等を活用し、市民の意見を都市計画に反映させていきます。

これからのまちづくりにおいては、計画の策定、事業実施、改善など、まちづくりの各段階において、市民、事業者、NPOなどの各種団体の参画を推進することにより、市民と行政の協働のまちづくりを目指します。

#### ※「都市計画の提案制度」都市計画法第21条の2

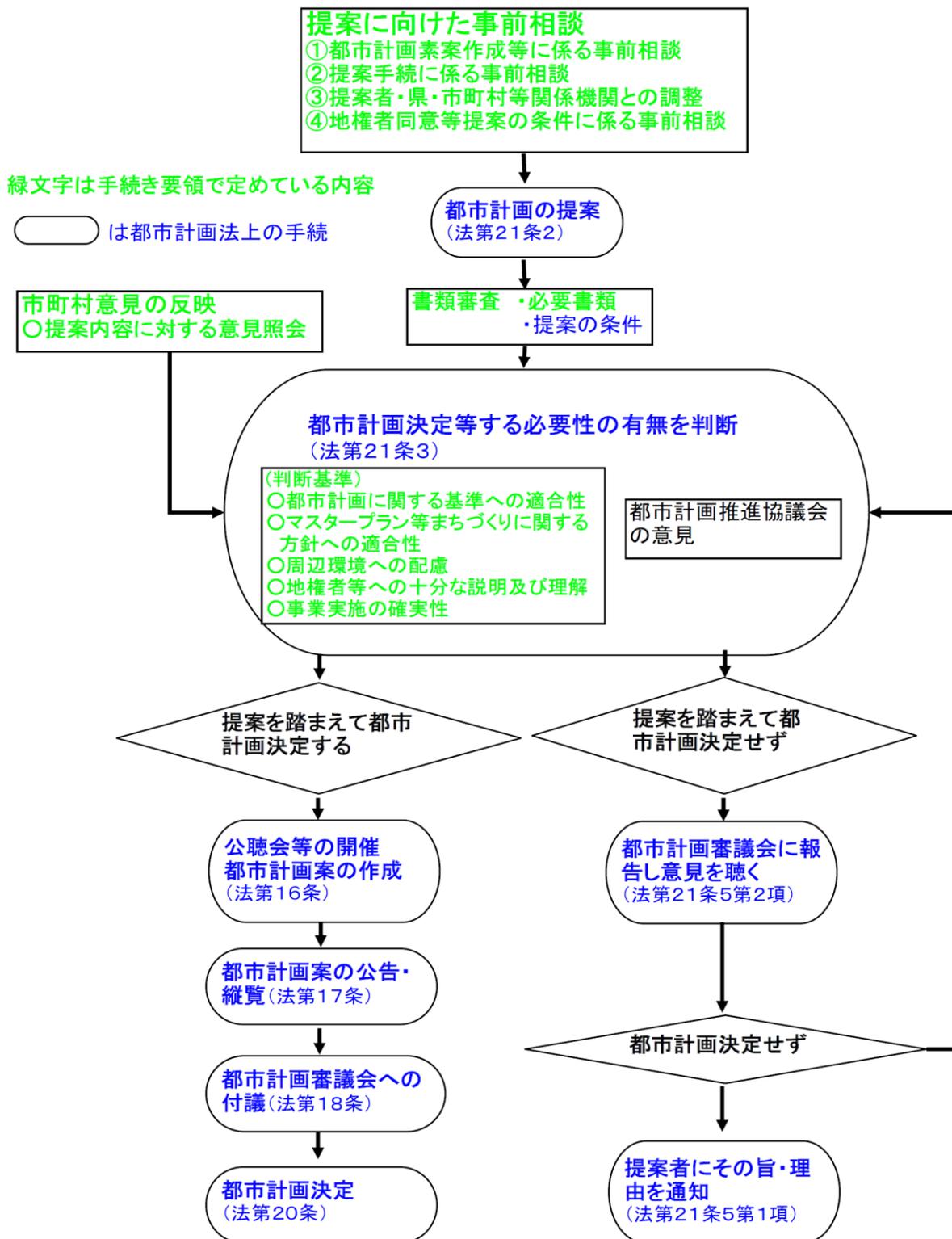
##### 1) 提案できる者（都計法第21条の2第2項、第3項）

- ・土地所有者、地上権・借地権を有する者
- ・まちづくり活動を行うNPO法人、公益法人、まちづくりの推進に関し経験・知識を有する者

##### 2) 提案に必要な要件

- ・提案に係る区域が0.5ha以上の一体的な一団の土地であること（都計令第15条）
- ・都市計画マスタープランなど都市計画に関する基準に適合していること  
(都計法第21条の2第3項)
- ・提案区域内の土地所有者等の2/3以上の同意が得られること、かつ同意された土地の地籍の合計が総地籍の2/3以上であること（都計法第21条の2第3項）

### 都市計画提案手続フロー図



資料：都市計画提案手続要領 鳥取県

## ③ 市民提案型協働プロジェクト

「倉吉市未来いきいき総合戦略」の推進事業である「未来いきいき創生事業（市民提案型協働プロジェクト）」等を、まちづくりに活かしていきます。

「市民提案型協働プロジェクト」は、地域の暮らしを守り、地域コミュニティを維持して元気な地域づくりを目指す取組みとして、これまで地域を支えてこられた方々に加え、女性や若者、移住者、学生がつながり、地域の皆さま全体で共に考え、共に実行していくことを市民運動に広げていき、これからの地域づくり、倉吉の未来をつくる事業です。

## (参考)

## 市民提案型協働プロジェクト（「倉吉未来いきいき総合戦略」より）

## 〈進め方〉

**様々な主体で検討体制をつくる**

- 地域にどんな組織や人材、機能があるか調べ「地元関係図」をつくります。
  - ・地区公民館、自治公民館、地域活動団体、NPO法人、PTA、育児サークル、移住者、若者、学生など
- 「地元関係図」にある様々な地域社会の構成主体に声をかけ「市民提案型協働プロジェクト」に取り組むための検討組織をつくります。
- アドバイザーや行政職員も検討組織に参画し、地域の取組みを様々な面からサポートします。

**地域の現状や住民のニーズ・シーズなどを把握する**

- 地域での生活を支えるサービスの現状や今後の見通し、あるいは地域で暮らし続ける上で住民に必要とされるもの（ニーズ）などを把握します。
  - ・毎日の暮らしの中で困っていること
  - ・地域にあるとよいと思う活動・サービス
  - ・地域のために何かやりたいこと
- 地域点検活動やワークショップなどを通じて、地域の現状や課題、地域の魅力や資源、住民自身で提供できる活動（シーズ）などを把握します。
- 地域の未来をどうしたいか、自分たちに何ができるかなどを話し合い、「市民提案型協働プロジェクト」に向けた地域住民の皆さんの主体性を高めていきます。

**「市民提案型協働プロジェクト」プランを検討する**

- 地域の未来に必要な機能やサービスを検討します。
- 「市民提案型協働プロジェクト」により生活がどう変わるのか、地域がどう変わるのか、将来の地域での暮らしをイメージし、プランにまとめます。

**「市民提案型協働プロジェクト」を実行する体制をつくる**

- 地域の皆さんや様々な組織・団体、行政と「市民提案型協働プロジェクト」でのサービス・活動の行い方や役割分担について話し合います。
- 「市民提案型協働プロジェクト」の実行を支えるスタッフとして、地域内だけでなく地域外からも広く声をかけ、人材を確保します。

**「市民提案型協働プロジェクト」での取組・活動を開始させる**

- 「市民提案型協働プロジェクト」の取組みをスタートします。
- まず、住民ニーズの高かったサービスや実行に移せそうな活動から始めていきます。
- 必要に応じて行政の支援や、民間団体の助成金などを活用し段階的に取組みを広げていきます。

**「市民提案型協働プロジェクト」の取組みを持続・発展させる**

- 収益が期待できる事業を組み立てたり、地域内の様々な仕事を組み合わせて雇用を確保する等「市民提案型協働プロジェクト」が持続的に運営できる仕組みを構築します。
- 行政は、地域の状況に応じて活動の立ち上げに必要な経費の補助や、事業委託などを通じて「市民提案型協働プロジェクト」での取組みを支援します。

### 3. スケジュールを設定した進捗管理の実施

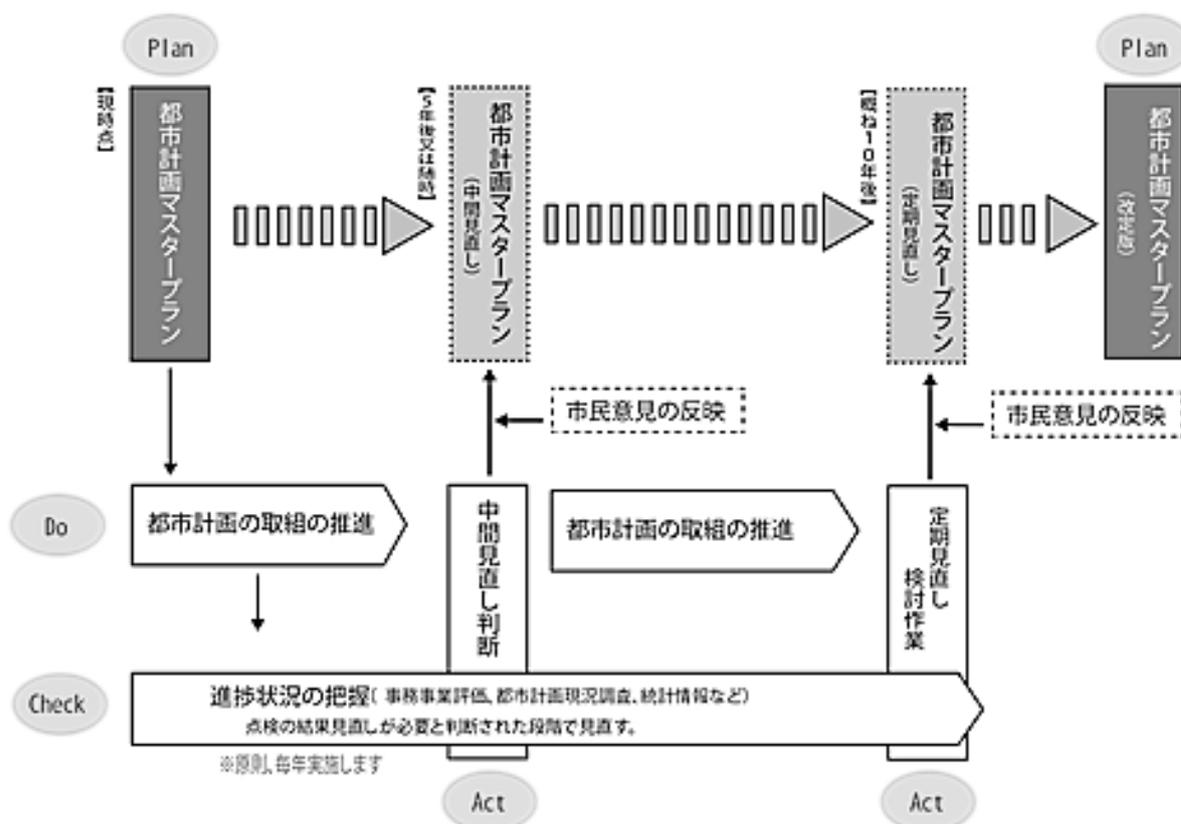
#### (1) マスタープランの見直し

本マスタープランは10年後を目標に定期的な見直しを行います。

そのため、原則として、5年後を目途に中間見直しについて検討を行います。

さらに、次に示す都市計画上の重要な変化が生じた場合、適宜部分的な見直しを行います。

1. 上位計画である「倉吉市総合計画」の改訂などにより、都市構造及び土地利用上の重大な変更を生じた場合。
2. 上位計画である「倉吉都市計画区域マスタープラン」の見直しなどにより、都市計画上の不整合を生じた場合。
3. 重要な都市施設の整備や市街地整備を行うため、都市構造及び土地利用上の見直しが必要となる場合。



## (2) 重要なプロジェクトの進捗管理

都市計画上の重要なプロジェクトについては、以下のスケジュールで進めていく予定です。

### ■都市計画上の重要なプロジェクト（10年間のスケジュール）

区分	平成 30年	31	32	33	34	35	36	37	38	39
○マスタープラン見直し (検討委員会)					中間 見直し					定期 見直し
○都市計画上重要な プロジェクト										
北条湯原道路 (倉吉道路)	30年代前半の完了を目指す					→				
北条湯原道路 (倉吉関金道路：1期)	30年代前半の完了を目指す					--->				
まちなみ環境 整備事業	→									
都市計画道路の 見直し	→									
県立美術館の整備	→									
○都市計画審議会					適時実施					

中間年